

第ニ五條 同一地域ニ於テ五場分會ニ個以上ニ達シタル場合執行委員会ハ其ノ地域ニ支部委員会ヲ設置スルモノトス、但シ五場分會一個或ハ全テナキ場合ト雖モ執行委員会ニ要スルモノハ支部委員会ヲ設置スルモノトヲ得

第ニ六條 支部委員会ハ執行委員会ノ統制ニ從ヒ組合事業ノ遂行ト地域的活動ヲ助成スルモノトス

第ニ七條 支部委員会ハ執行委員会ニ選任シタル若シテ支部委員ヨリテ構成シ必要ニ應ヒ支部委員タルモノトシテ募集ス

シラヲ募集ス

第ニ八條 支部委員会ハ別ニシテラ定ム

第ニ四 節 専門部

第ニ九條 専門部ハ執行委員会ノ補助機關ニシテ別ニ定ムル細則ニ從ヒ執行委員会ノ下ニ設置シテ分地處理スルモノトス

第ニ一〇條 専門部ハ九ノ八部門トシ細則ハ執行委員会ニ於テ之ヲ定ム

一 組織部 二 筆談部 三 政治部 四 教育 五 庶務部 六 財政部 七 共済部 八 婦女部

第ニ一一條 専門部ノ事務執行ニ關スル責任ハ執行委員会ニテ負フモノトス

第ニ一二條 専門部長及部員ハ執行委員会ニ於テ任命ス

第ニ四 章 役員

第ニ一四條 本組合ニ在リ役員ヲ置ク

組合長一名、執行委員長一名、執行委員若干名、書記二名

第ニ一五條 組合長ハ大會ニ於テ選任シ大會ノ職權トナリ本組合ヲ代表ス

第ニ一六條 執行委員長ハ執行委員会ニ於テ互選シ執行機關ヲ代表ス

第ニ一七條 執行委員ハ大會ニ於テ選任シ連帯ノ責任ヲ以テ會務ヲ執行ス

第ニ一八條 書記ハ執行委員会ニシテ任命ス事務執行ヲ補助スルモノトス

第ニ一九條 役員ノ任期ハ各ヨリ次期大會ニ至ルモノトス、但シ二回任ヲ妨ゲス

第ニ二〇條 役員ニシテ欠員ヲ生ジタル場合ハ該大執行委員会ニ於テ選任補充スルモノトス

第ニ五 章 會計

第ニ二一條 本組合費ハ月金、給トシ毎月納付スルモノトス

第ニ二二條 分會ニ於テ必要ト認ムル時ハ組合費ヲ減額又ハ全免スル事ヲ得但シ執行委員会ノ承認ヲ經ルヲ要ス

承認ヲ經ルヲ要ス

第ニ二三條 本組合ノ收支決算ハ毎年大會ノ承認ヲ經ルヲ要ス

第ニ二四條 本組合ノ財産管理及會計監査ニ關シテハ執行委員会ノ連帯責任トス

第ニ二五條 組合費ハ如何ナル理由ニヨリモ返戻セズ

第ニ六 章 加盟脱退及罰則

第ニ二六條 本組合ニ加入セントスルモノハ申請紙ニ所要ノ記入ヲナシ、本部支部又分會ニ届出スルモノトス

第ニ二七條 欠者ハ其金ヲ納メ、且組合員証ノ交付ヲ受クベシ